

裁 決 書

審査請求人 ○○ ○○

処 分 庁 兵庫県尼崎市長

審査請求人が平成30年7月5日にした、処分庁尼崎市長（以下「処分庁」という。）による平成30年6月29日付け配当計算書記載の配当処分に係る審査請求（平成30年度審査請求第3号）について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を却下する。

事案の概要

1 関係法令等の定め

- (1) 地方税法（以下「法」という。）第373条第7項は、「その他固定資産税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。」と定める。
- (2) 尼崎市税条例（以下「条例」という。）第16条第1項は、「滞納者が督促を受け、この督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにその督促に係る徴収金を完納しないときは、本市の徴税吏員は、当該徴収金につき、滞納者の財産を差し押さえなければならない。」と定める。
- (3) 国税徴収法（以下「徴収法」という。）第62条第1項は、「債権の差押えは、第三債務者に対する債権差押通知書の送達により行う。」と定め、国税徴収法第67条第1項は、「徴収職員は、差し押えた債権の取立をすることができる。」と定める。
- (4) 徴収法第128条第1項は、債権の差押えにより第三者から取り立てた金銭について、徴収法第5章第4節の定めるところにより配当をしなければならないと定める。
- (5) 徴収法第131条第1項及び徴収法施行令第49条第2項は、上記（4）の配当をしようとするときは、配当を受ける債権その他必要な事項を記載した配当計算書

を作成し、当該取立てをした日から3日以内に滞納者等に対してその謄本を発送しなければならないと定める。

(6) 法第369条第2項及び第702条の8第1項は、納期限後に納付する固定資産税及び都市計画税の延滞金の減免について定めており、減免事由である「やむを得ない事由があると認める場合」の具体例について、本市においては尼崎市税の延滞金減免取扱要綱（以下「減免要綱」という。）に定め、該当有無の認定は、納税者に係る個別具体的な事情に鑑みて行われている。

(7) 条例第15条は、督促手数料の減免について定めており、減免事由である「やむを得ない事由があると認める場合」の具体例について、本市においては減免要綱の定めに基づいて取り扱うこととされており、該当有無の認定は、納税者に係る個別具体的な事情に鑑みて行われている。

2 審査請求人は、尼崎市内に6筆の土地を所有しており、当該土地の固定資産税及び都市計画税の納税義務者であるが、平成30年6月時点で平成23年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税の一部（以下「滞納税」という。）を滞納していた。

3 処分庁は滞納税について、平成27年4月3日、審査請求人が金融機関に対して有する貯金債権を差し押さえ、滞納税に係る消滅時効は中断した。また、同月10日に当該差押えを解除しているが、下記6の時点における差押え時において消滅時効は完成していなかった。

4 審査請求人は平成29年12月頃、尼崎市資産統括局税務管理部納税課（以下「納税課」という。）に対して、滞納税を支払う意思を示し、納税課職員は滞納税に係る督促手数料及び延滞金（以下「延滞金等」という。）の支払いを免除するような発言を行った。

5 その後、処分庁は滞納税に係る納付を促す督促状等の書面を審査請求人に送付したが、審査請求人は滞納税を納付しなかった。

6 処分庁は平成30年6月27日、審査請求人が金融機関に保有する預金債権のうち、滞納税及び延滞金等に相当する額を差し押さえた。

7 処分庁は平成30年6月29日に上記金銭を全額尼崎市に配当することを決定するとともに配当計算書を作成し審査請求人に送付後、平成30年7月6日に滞納税及び延滞金等に配当した（以下「本件配当処分」という。）。

8 審査請求人は、平成30年7月5日、尼崎市長に対し、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は概ね次のとおり主張し、本件配当処分の取消しを求めている。

- (1) 平成29年12月頃、納税課職員に対し滞納税に係る納付意思を示した際に、納税課職員は延滞金等を免除するとの発言を行った。
- (2) 上記(1)にも関わらず処分庁は延滞金等を含んだ額について預金債権を差し押え、配当処分を行ったから、本件配当処分の取消しを求める。

2 処分庁の主張

処分庁は概ね次のとおり主張し、本件審査請求を却下すべきとする裁決を求めている。

- (1) 滞納処分手続における本件配当処分が取り消された場合、処分庁は配当を受けた尼崎市に対しその返還を求めることになるが、これにより再度適法な配当処分をすべき地位に置かれるにすぎず、直ちに滞納処分を受けた審査請求人に対して本件配当処分に係る金銭を返還する義務を負うものではない。よって、本件配当処分の取消しによって審査請求人が回復すべき法律上の利益はないことから、本件審査請求は不適法であり、却下すべきである。
- (2) 仮に審査請求人に本件配当処分の取消しを求める法律上の利益があるとしても、審査請求人に係る本件課税、徴収に係る督促、差押え及び配当の手続は適法であり、消滅時効も完成していない。また、調査の結果、審査請求人は延滞金等を支払えるだけの資力を有していることは明白であり、減免すべきやむを得ない事由もなかった。延滞金等に関する納税課職員の発言は、審査請求人が病気がちであったことその他折衝時点における状況を踏まえてその後の取扱方針を示したものにすぎず、延滞金等を確定的に免除したものではない。よって審査請求人の主張には理由がない。

理 由

1 本件審査請求について

審査請求書の記載から、審査請求人は、本件滞納税に係る賦課決定処分及び差押処分については争わず、配当処分のみを争う趣旨であると理解するほかない。

2 法律上の利益について

行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条は、行政庁の処分に不服がある者は審査請求をすることができる旨規定しているが、「行政庁の処分に不服がある者」とは、当該処分について不服申立てをする法律上の利益がある者と解されている（昭和53年3月14日最高裁判所第三小法廷判決）。

3 本件配当処分について

- (1) 徴収法第128条の規定により、徴税吏員は、債権の差押えにより第三債務者か

ら金銭の給付を受けた場合には、その金銭を徴収法第5章第4節の定めるところにより配当しなければならない。

- (2) 本件配当処分が取り消された場合、処分庁は、配当を受けた者に対して、配当金の返還を求めることになるが、尼崎市長は、これにより再度適法な配当処分をすべき地位に置かれることになるにすぎず、滞納税額及び延滞金等を超える金銭を過剰に徴収した場合を除き、直ちに滞納処分を受けた審査請求人に対し、本件配当処分に係る取り立てた金銭を返還する義務を負うものではない。
- (3) 審査請求人は本件配当処分の配当の順序や方法についての違法を主張しているものではないことから、審査請求人は本件配当処分の取消しによって回復すべき法律上の利益を有しないといわざるを得ない。
- (4) なお、本件配当処分については、配当を受ける債権者は尼崎市長のみであって配当順位及び配当額について本件配当処分と異なる配当処分を行う余地はないため、この点においても、審査請求人において本件配当処分の取消しにより回復すべき法律上の利益は存在しない。
- (5) 納税課の職員が審査請求人との折衝の際、本件延滞金等の支払いを免除するかなのような発言をしたうえで、延滞金と督促手数料の欄に斜線を引き、かつ、これらの合計欄を二重線で消した書面を審査請求人に交付しているが、この点については、納税課職員が審査請求人に対し減免申請の手続について説明を行わず、あたかも減免が認められるかなのような言動を行ったことについては非難を免れない。

しかしながら、審査請求人に対しては実際には減免する事由がなく、延滞金等減免に必要な手続もとられていないのであって、一職員が上記のように発言したことのみをもって延滞金等減免の効果が発生するものではない。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求は不適法であることから、行政不服審査法第45条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和元年9月13日

審査庁 尼崎市長 稲村 和美

(教示)

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、尼崎市を被告として、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、尼崎市を被告として（訴訟において尼崎市を代表する者は尼崎市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。